

小山広域保健衛生組合 人事行政の運営等の状況について

人事行政の公正性・透明性を高めるため、「小山広域保健衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、管内住民の皆様に、本組合職員の給与、勤務条件などの状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況（各年 4 月 1 日現在）

年度	H31	R2	R3	R4	R5
一般行政職	21 人	20 人	20 人	19 人	22 人
技能労務職	2 人	2 人	1 人	1 人	1 人
合計	23 人	22 人	21 人	20 人	23 人

※構成市町からの派遣職員等を含む職員数で、再任用職員等を除いています。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年 4 月 1 日現在）

部門	職員数		対前年		主な増減理由
	R4	R5	R4	R5	
総務	11 人	13 人	△1 人	2 人	総務部門の機能強化
衛生	9 人	10 人	0 人	1 人	衛生部門の機能強化
合計	20 人	23 人	△1 人	3 人	

(3) 再任用制度の実施状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

職種	常時勤務職員	短時間勤務職員	合計
一般行政職	2 人	3 人	5 人
技能労務職	0 人	1 人	1 人
合計	2 人	4 人	6 人

(4) 採用試験の実施状況（令和 5 年 4 月 2 日～令和 6 年 4 月 1 日採用者）

試験区分	受験者	最終合格者	競争率
事務職員	令和 5 年度において採用試験は実施しておりません。		
技術職員			

2 職員の人事評価の状況

本組合では平成 19 年度から「人事評価制度」を試行導入し、平成 22 年度から本格実施しました。

「人事評価制度」は、職員が業績意識のもとで業務目標の達成や能力開発に取り組み、結果として、努力し成果を上げた職員が適正な処遇を受けることで意欲向上に繋げ、また、評価結果のフィードバックにより人材育成を図る仕組みとなっています。

令和 4 年度の評価結果については、令和 5 年度 6 月期及び 12 月期の勤勉手当、1 月期の昇給に反映しています。

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 人件費の状況（令和 5 年度一般会計決算）

歳出額(A)	人件費(B)	人件費比率 B/A
4,652,686 千円	177,851 千円	3.82%

※人件費には正副管理者、組合議会議員、監査委員の特別職に支給される報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況（令和 5 年度一般会計決算）

職員数 ※1	給与費				1 人当たりの 給与費
	給料	職員手当 ※2	期末勤勉手当	計	
29人	88,230千円	14,657千円	33,499千円	136,386千円	4,703千円

※1 令和 5 年 4 月 1 日現在の職員数であり、再任用の短時間勤務職員を含みます。

※2 退職手当は除きます。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
282,400 円	333,800 円	39歳	324,200 円	336,400 円	54歳

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

(4) 職員の初任給等の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

区分		小山広域保健衛生組合	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	139,600 円	—

(5) 一般行政職の級別職員の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な 職務内容	主事・技師等		主査・主任		係長	課長・所長		部長等	—
職員数	3 名	7 名	6 名	0 名	2 名	3 名	0 名	1 名	22 名
構成比	13.6%	31.8%	27.3%	0.0%	9.1%	13.6%	0.0%	4.6%	100.0%
前年の 構成比	15.8%	36.8%	21.0%	0.0%	5.3%	15.8%	0.0%	5.3%	100.0%

※ 小山広域保健衛生組合給与条例に基づく給料表の級の区分による職員数です。また、標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(6) 特別職の報酬等の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

区分	報酬						
	管理者	副管理者	議長	副議長	議員	監査委員	顧問弁護士
報酬 年額	70,000 円	55,000 円	60,000 円	50,000 円	45,000 円	30,000 円	480,000 円

※ 特別職の報酬は、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例」及び「小山広域保健衛生組合議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」により定められています。

(7) 職員手当の状況（令和 5 年度実績）

① 扶養手当

区分	一般行政職 7 級以下	一般行政職 8 級
配偶者及び父母等	6,500 円	3,500 円
子	10,000 円	10,000 円
満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末 までの子がいる場合の加算額	5,000 円	5,000 円

② 住居手当

区分	金額
借家・借間居住者	支給限度額 28,000 円

③ 通勤手当

区分	金額
交通機関利用者	支給限度額 55,000 円
四輪自動車使用者(片道 2km 以上の通勤者)	3,500 円～31,600 円
自転車・バイク使用者	2,600 円～31,600 円

④ 期末・勤勉手当

	管理監督職員以外の職員		管理監督職員	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6 月期	1.200 月 (0.675 月)	1.000 月 (0.475 月)	1.000 月 (0.575 月)	1.200 月 (0.575 月)
12 月期	1.250 月 (0.70 月)	1.050 月 (0.50 月)	1.050 月 (0.600 月)	1.25 月 (0.60 月)
計	2.450 月 (1.375 月)	2.050 月 (0.975 月)	2.050 月 (1.175 月)	2.450 月 (1.175 月)

※ 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有

※ 括弧内は、再任用職員に係る支給割合です。

⑤ 退職手当

一般職の勤続年数	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分

※ その他の加算措置:定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)

⑥ 地域手当

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)	支給実績	職員一人当たり 年間支給額
小山市	3%	3%	3,083千円	102,762円

⑦ 特殊勤務手当

職員全体に占める支給職員の割合	100%
支給対象職員一人当たり年間支給額	28,417円
手当の種類	4 種類

⑧ 時間外手当

年間支給総額	1,567 千円
職員一人当たり年間支給額	62,674円

(6) 勤務時間の状況 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

一週間の勤務時間	勤務の開始時刻	勤務の終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時~13 時

(7) 年次有給休暇の状況 (令和 5 年度実績)

制度概要	1 年度につき 20 日付与。現年度付与分のみ翌年度に繰越可。
平均取得日数	15.6日

(8) 特別休暇等 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

種類	付与日数
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間
裁判員、証人等として出頭するための休暇	必要と認められる期間
骨髓提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5 日以内
結婚休暇	連続する 7 日以内

生理休暇		2 日以内
出生サポート休暇		5 日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては 10 日)以内
妊婦の健康診査等のための休暇		妊娠満 23 週までは 4 週間に 1 回 妊娠満 24 週から満 35 週までは 2 週間に 1 回 妊娠満 36 週から分べんまでは 1 週間に 1 回 産後 1 年までは 1 回とし、必要と認められる期間
妊産婦の休息・補食休暇		適宜休息し、又は補食するために必要な時間
妊婦の通勤混雑緩和のための休暇		1 日を通じて 1 時間以内
産前休暇		7 週間又は 8 週間以内
産後休暇		8 週間以内
育児時間		1 日 2 回それぞれ 30 分又は 1 日 1 回 60 分
妻の出産		2 日以内
育児参加休暇		5 日以内
子の看護のための休暇		5 日以内(2 人以上は 10 日)
短期の介護休暇		5 日以内(2 人以上は 10 日)
忌引		親族との続柄に応じ 7 日から 1 日以内
父母の祭日(法要)		1 日以内
夏季休暇		連続する 6 日以内
災害による現住居の滅失等		7 日以内
災害又は交通機関の事故等		必要と認められる期間
災害時における身体の危険回避		必要と認められる期間
病気 休暇	公務上の負傷又は疾病、結核性疾患	1 年以内
	その他私傷病	90 日以内(規則で定める負傷、疾病は 180 日)
組合休暇(任命権者が許可する場合)		30 日以内
修学部分休業		1 週間の勤務時間の 1/2 以内(無給)
自己啓発等休業	大学等課程の履修	2 年(特に必要がある場合は 3 年)以内(無給)
	国際貢献活動	3 年以内(無給)
配偶者同行休業		3 年以内(無給)
高齢者部分休業		1 週間の勤務時間の 1/2 以内(無給)

4 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業の状況（令和 5 年度実績）

種類	制度概要	取得人数
育児休業	子が 3 歳に達するまでの期間内で取得可(無給)	1(1)人
部分休業	小学校就学前の子を養育する場合に、1 日 2 時間以内で取得可(取得時間分は無給)	0(0)人
育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する場合に取得可。1 週間の勤務時間を 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分、24 時間 35 分にできる(勤務時間数に応じて給料支給)	0(0)人

※ それぞれ令和 5 年度の新規取得者数(括弧内は男性職員)です。

(2) 介護休暇の状況（令和 5 年度実績）

制度概要	取得人数
配偶者、父母、子などの負傷、疾病、老齢を理由として介護をする場合に取得できる。連続する 6 カ月の期間内において必要と認められる期間(無給)	1人

5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和 5 年度実績）

区分	降任	免職	休職	降給	合計
処分者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※ 分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務実績不良、心身の故障等のため職責を十分に果たせない等の場合に行うものです。

(2) 懲戒処分者数（令和 5 年度実績）

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
処分者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※ 懲戒処分とは、職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員に一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的として行うものです。

6 職員の服務の状況

(1) 服務規律の概要

すべての職員が、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することと全力を挙げて職務の遂行に専念することが、職員の服務の根本原則とされています。

具体的には、職務に専念する義務、法令や上司の職務上の命令に従う義務、信用を傷つけ不名誉となる行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限、ストライキ等の争議行為の禁止、営利企業等に従事することの制限などです。

(2) 営利企業等の従事の状況（令和 5 年度実績）

営利企業等の従事の内容	承認職員数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該団体の重要方針決定に参画する職員の地位を兼ねる場合	0 人
自ら利益を目的とする私企業を営む場合	0 人
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	2 人

7 職員の退職管理の状況

令和 5 年度に退職した職員のうち、小山広域保健衛生組合職員の退職管理に関する条例に基づき、再就職の届出があった件数(令和 6 年 4 月 30 日現在)

退職年度	件数
令和 5 年度	0 件

8 職員の研修状況

職員研修では、行政の担い手である職員一人ひとりの能力開発と組織の活性化を図り、職員研修の充実・浸透や自己啓発意欲の促進を推進し、住民福祉の向上を実現するため、次のような研修を行いました。

(令和 5 年度実績)

主催団体	研修名	受講者数
小山地区職員研修協議会	新採用職員第1部研修	2 人
	新採用職員第2部研修	2 人
	新採用職員フォローアップ研修	2 人
	主査級職員研修	2 人
	仕事の効率アップ研修	1 人
	職員力向上研修	3 人
小山市単独研修	人事評価評価者研修	3 人
	新採用職員単独研修	2 人
	中堅職員研修	2 人

栃木県市町村振興協会	課長級マネジメント研修	1 人
	民法講座	1 人
	組織内リスク管理講座	1 人
	情報力活用向上研修	1 人
	DX 研修	1 人
	住民との協働講座	1 人
	行政法講座	1 人
(一社)栃木県労働基準協会連合会	安全衛生推進者等養成講習	1 人
(一財)行政管理研究センター	公文書参加セミナー	1 人
	個人情報保護セミナー	1 人
栃木県清掃事業連絡協議会	栃木県清掃事業連絡協議会研修会	3 人
(一財)日本環境衛生センター	廃棄物処理施設技術管理者講習 有機性廃棄物資源化施設コース (基礎・管理課程)	1 人
	廃棄物処理施設技術管理者講習 ごみ処理施設コース (基礎・管理課程)	1 人
(一財)省エネルギーセンター	エネルギー管理講習	1 人
(一財)日本防火・防災協会	甲種防火管理新規講習	1 人
(公社)全国都市清掃会議	廃棄物処理施設積算要領研修会	1 人
(公財)栃木県保健衛生事業団	職場のハラスメント相談担当者セミナー	1 人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済制度の状況

①栃木県市町村職員共済組合

短期給付事業	長期給付事業	福祉事業
職員と家族の病気・出産や災害等に対する給付	退職・障害・死亡に対する年金や一時金の給付	健康の保持増進、保養施設の運営、貸付、共済貯金等

②小山市職員共済会

事業名	主な事業内容	
補助金事業	人間ドック・PET 検査・脳ドック利用助成	自己負担額の 7 割(新小山市民病院の人間ドックは 9 割)、脳ドックは一律 10,000 円
	(一財)小山市勤労者共済サービスセンター特別会員事業費	特別会員費 年額 4,580千円 ※小山市との合算額
掛金事業	退会給付金	会員年数に応じて支給

	結婚祝金	3 万円
	銀婚祝金	2 万円
	傷病見舞金	1～2 万円(期間に応じて支給)
	出産祝金	1.5 万円
	入学祝金	1 万円
	卒業祝金	1 万円(中学校卒業)
	永年勤続祝	勤続 20 年 2 万円の旅行券または商品券 勤続 30 年 6 万円の旅行券または商品券
	死亡弔慰金	1～10 万円(会員との関係に応じて支給)
	災害見舞金	5～30 万円(災害の程度に応じて支給)
	調整給付金	5 万円
	リフレッシュ助成金	5,000 円を限度に助成
	文化・体育クラブ活動助成	1 団体につき年間 3 万円

※ 職員の福利厚生事業については、平成元年4月から小山市職員共済会に加入しています。

ア 小山市職員共済会補助率（令和 5 年度実績）

職員掛金	組合補助金	負担割合(職員:組合)
348,595円 (給料月額の 1,000 分の 4)	263,000 円	1 : 0.754

イ 組合補助金決算額等（令和 5 年度実績）

補助金決算額	会員数	一人当たりの補助金負担額
263,000 円	26人	10,115 円

(2) 公務災害補償の制度及び状況

区分	内容	人数
地方公務員災害補償基金	一般職員の公務中及び通勤途中の被災に対する補償	0 人

10 公平委員会の報告関係

令和 5 年度栃木県人事委員会の業務の処理状況（令和 5 年度実績）

業務内容	件数
勤務条件に関する措置要求	0 件
不利益処分に関する不服申立て	0 件
職員からの苦情の処理	0 件